

ぎふ健康づくり応援団体ロゴマーク使用規約

(目的)

第1条 本規約は、ぎふ健康づくり応援事業実施要綱に基づき岐阜県（以下「県」という。）が登録した「ぎふ健康づくり応援団体」（以下「応援団体」という。）が、別紙に掲げるロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に際し、遵守すべき事項を定める。

(権利の帰属)

第2条 ロゴマークに関する知的財産権は県に帰属し、ロゴマークの使用を希望する者（以下「使用希望者」という）は、本規約に従う限りでその使用が認められるものとする。

(使用者とその用途)

第3条 応援団体は、応援団体に登録された事実を企業・団体情報としてPRするためにロゴマークを無償で使用することができる。ただし、登録の取消等により応援団体としての地位を喪失した場合は、その事実が発生した日以降、ロゴマークを使用することができないものとする。

2 ロゴマークの使用に関する権利を県の同意なく第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理使用を許諾することは認めない。

3 応援団体以外の企業、団体等又は報道機関は、ぎふ健康づくり応援事業に関する取組の紹介、広報等、健康づくりの普及に必要な範囲で、ロゴマークを無償で使用できるものとする。

(届出)

第4条 使用希望者は、あらかじめぎふ健康づくり応援団体に係るロゴマーク使用届出書（様式第1号）を県に提出しなければならない。

(使用条件)

第5条 県は、前条の届出書の提出を受け、ロゴマークの使用が次のいずれかに該当すると判断した場合を除き使用を認めるものとする。

- (1) 県の健康増進施策の趣旨に反するもの
- (2) 提供する商品やサービスの販促を目的として、県がその品質を保証・担保するかのよ
うに用いるもの、又は消費者等に対しそのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (3) 県が特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれ
があるもの
- (4) 法令や公序良俗に反するもの
- (5) その他県が不相当と認めた場合

(使用の差し止め)

第6条 県は、次のいずれかに該当すると認められる場合、ロゴマークの使用を差し止める

ことができる。

- (1) 本規約に違反した場合、またはその疑いがあり、県からの是正指示に応じない場合
- (2) 第4条に基づき提出された届出書に虚偽の記載があった場合
- (3) 使用者が法令に違反した場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、県が不相当と認めた場合

(報告)

第7条 県は、必要に応じロゴマークの使用者に対してその使用状況の報告を求めることができる。

(その他)

第8条 県は、必要と認める場合、使用者等に事前の通知なく本規約を改定することができる。

附 則

この規約は、令和3年9月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年12月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年7月23日から施行する。

別紙



